

変更案	現行
<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) <u>受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</u> <u>(5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数</u></p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。</p> <p>4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。</p> <p><u>5 受信機を設置した者は、第1項から第3項までの放送受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。</u></p>	<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) 放送受信契約の種別</p> <p><u>(4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数</u> <u>(5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。</p> <p>4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(氏名、住所等の変更)</p> <p>第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。</p>	<p>(氏名、住所等の変更)</p> <p>第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。</p>

変更案	現行
<p>2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 <u>放送受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。</u></p>	<p>2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (削除)</p> <p>(2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(3) <u>受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数</u></p> <p>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</p> <p>2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。</p> <p>3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。</p>	<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) <u>放送受信契約を要しないこととなる受信機の数</u></p> <p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</p> <p>2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。</p> <p>3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。</p>

変更案	現行
<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p> <p><u>(電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定)</u></p> <p>2 <u>令和4年4月1日より前に放送受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、放送受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第3条第5項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。</u></p> <p>(放送受信料の支払いに関する経過規定)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> NHKは、付則第<u>5</u>項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。</p> <p><u>8</u> 付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第<u>3</u>項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 付則第<u>6</u>項および第<u>7</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第<u>9</u>項各号」</p>	<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>令和3年10月1日</u>から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(放送受信料の支払いに関する経過規定)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> NHKは、付則第<u>4</u>項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。</p> <p><u>7</u> 付則第<u>5</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第<u>5</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第<u>2</u>項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第<u>5</u>項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> 付則第<u>5</u>項および第<u>6</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第<u>8</u>項各号」</p>

変更案	現行
<p>と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第<u>5</u>項の届け出」とあるのは「付則第<u>9</u>項の提出」と読み替えるものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p><u>11</u> (略)</p>	<p>と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第<u>4</u>項の届け出」とあるのは「付則第<u>8</u>項の提出」と読み替えるものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p><u>10</u> (略)</p>